

(以下「再委託先」という。)の氏名又は名称及び住所、再委託を行う業務の内容・範囲、再委託の必要性並びに契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。

- 4 乙は、甲から承認を受けた内容を変更しようとする場合には、変更内容について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。
- 5 乙は、第2項及び第3項により再委託について甲の承認を得た場合、本契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と書面により約定するとともに、本契約第23条第3項に定める機密保持契約で乙に課せられている守秘義務等と同等以上の義務を課する契約を締結しなければならない。
- 6 乙は、甲から、再委託先と締結した契約書の写しについて提示の要求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。
- 7 乙は、再委託した業務に伴う再委託先の行為について、甲に対し、全ての責任を負うものとする。
- 8 乙は、第2項及び第3項により再委託について甲の承認を得た場合であっても、甲の承認を得た再委託先からさらに別の第三者に対して本契約に係る業務を委託してはならない。

(実績報告)

第6条 乙は、委託調査が終了したとき(委託調査を中止し、又は廃止したときを含む。)は、委託調査の成果物を「調査研究報告書の詳細版及び要約版」にまとめ、紙媒体及び電子媒体で各1部及び「委託調査委託費実績報告書(別紙様式第2号)」甲に提出するものとする。

(検査)

第7条 甲は、前条に規定する「委託調査委託費実績報告書」の提出を受けたときは、遅滞なく、当該委託調査が契約の内容に適合するものであるかどうかを「委託調査実績報告書」及びその他関係書類又は実地により検査を行うものとする。

(委託費の額の確定)

第8条 甲は、前条に規定する検査の結果、実施された委託調査が契約の内容に適合すると認めるときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

- 2 前項の委託費の確定額は、委託調査に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第9条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な精算払請求書(別紙様式第3号)を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

- 2 甲は、乙の請求により、必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、概算払をすることができるものとする。

- ただし、第3条第1項に規定する委託費の限度額の8割を上限とする。
- 3 乙は、前項の概算払を請求するときは、「委託調査委託費概算払請求書（別紙様式第3号）を甲に提出するものとする。

（委託調査の中止等）

- 第10条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託調査の遂行が困難となったときは、「委託調査中止（廃止）申請書（別紙様式第4号）」を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、前二条の規定に準じ精算するものとする。

（計画変更の承認）

- 第11条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託調査計画書に記載された委託調査の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、「委託調査計画変更承認申請書（別紙様式第5号）」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付することができる。

（契約の解除）

- 第12条 甲は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合又は甲の業務上必要があると認めた場合には、契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 正当な事由によらないで、契約の全部若しくは一部を履行しないとき又は履行期限内若しくは履行期限経過後相当の期間内に契約の履行を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な事由により、契約の解除を申し出たとき。
- (3) 独立行政法人農畜産業振興機構談合情報対応マニュアル（平成27年4月1日付26農畜機第5824号。）第3の2（2）②アにより解除することが適当と認められたとき、公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不当な利益を得るための談合を疑うに足る事実があったと認められるとき。
- (4) 乙又はその代表者等が反社会的勢力に該当することが認められたとき。
- (5) 乙について、以下の事項が確認されたとき。
- イ 支払いの停止
 - ロ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立
 - ハ 手形交換所の取引停止処分
 - ニ 乙の財産に対する差押の実施
 - ホ 解散の決議、解散の判決、解散命令
 - ヘ 法令もしくは定款上の解散事由の発生
- (6) 独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付15農畜第152号-2）第38条第2項の機密契約書の記載事項に違反したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により契

約の目的を達することができないと認められるとき。

- 2 甲は、前項の規定に基づき、契約を解除した場合において、既済部分又は既納部分があるときは、これを検査し、当該検査に合格した部分を引き取ることができるものとする。この場合においては、契約金額のうち、その引き取った部分に対応する金額を乙に支払うものとする。

(損害の賠償)

第13条 甲は、次に掲げる事由により契約を解除する場合で、乙に損害を及ぼした場合は、契約の金額の範囲内でその損害を賠償しなければならない。

(1) 甲の責めに帰すべき事由により乙から解除の申し入れがあったとき。

(2) 甲の業務運営上の必要から契約を解除したとき。

- 2 甲は、乙が次に掲げる事由により甲に損害を及ぼした場合、その損害賠償を請求するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

(1) 乙が行った業務に故意又は過失があり、これによって甲に損害が発生したとき。

(2) 乙が契約書若しくは機密契約書に違反し又は乙の責めに帰すべき理由により業務の目的を達成することができないとき。

(履行遅延に対する違約金)

第14条 甲は、乙が履行期限までに委託業務を完了しないときには、履行期限を経過した日から成果品の提出日までの日数に応じ、乙から契約金額に対する年5パーセントの割合で計算した額を履行遅延に対する違約金として徴収するものとする。

- 2 甲が第9条第1項に規定する支払時期までに支払いを行わない場合は、約定した支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払い金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める支払遅延に対する遅延利息の率で計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(契約解除による違約金の徴収)

第15条 甲は、第12条第1項の規定(第2号を除く)に基づき、契約を解除したときは、乙から、原則として契約金額の100分の10に相当する金額を甲が指定する期間内に違約金として徴収するものとする。

(談合等による違約金の支払い)

第16条 乙が次のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、甲が指定する期間内に談合等に係る違約金として支払わなければならない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下本項において「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成調査者である調査者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (2) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が独占禁止法第7条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき
 - (4) 公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
- 2 前項の規定の単価契約への適用については、同項中「契約金額の100分の10」とあるのは「当該契約期間全体の支払総金額の100分の10」と読み替えて適用する。

（超過損害額の請求）

- 第17条 甲は、契約保証金が納入されているときは、その違約金は、契約保証金のうちから徴収するものとし、違約金の額が契約保証金の額を超えているときは、その超えている額を追徴するものとする。
- 2 甲は、履行遅延、契約の解除又は談合等により生じた損害額が第14条、第15条又は第16条の違約金を上回る場合においては、超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（遅延利息の徴収）

- 第18条 甲は、乙が第15条又は第16条の違約金を指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収しなければならない。

（契約の変更）

- 第19条 甲は、機構の業務上必要がある場合には、契約の内容を変更し又は乙に対して債務の履行を一時中止させることができる。
- 2 甲は、前項の規定により契約の内容を変更し又は債務の履行を一時中止させた場合において、従前の契約金額又は履行期限によることが不相当であると認めるときは、乙と協議して、これらを変更することができるものとする。
- 3 甲は、乙の責めに帰することができない事由により、履行期限内に契約を履行することができない場合においては、乙と協議して違約金を徴収しないで、相当の期間に限り履行期限を延長することができるものとする。

（報告書等の出版等）

- 第20条 甲は、「調査研究報告書の詳細版及び要約版」の出版又はホームページへの掲載若しくはその両方を行うことができるものとする。
- 2 乙は、この調査で得られた成果を公表する場合、あらかじめその公表について甲に報告するものとし、甲が必要と認めた場合には、その承諾を得るものとする。なお、公表の際には、本委託調査による成果であることを明示しなければならない。

(委託調査の調査)

第21条 甲は、必要に応じ、乙に対し、実績報告書における委託費の精算に係る審査時その他の場合において、委託調査の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

第22条 乙は、委託調査に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、又は記録し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類又は証拠物を、調査終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(秘密の保持等)

第23条 乙は、この委託調査に関して知り得た業務上の秘密をこの履行期限にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 甲と乙は、前各項の詳細について、別途機密保持契約を締結するものとする。

(瑕疵担保責任)

第24条 甲は、委託業務が完了した後でも納入物に瑕疵があることを発見したときは、乙に対して相当の期間を定めて、代品の提供若しくは瑕疵の補修を命じ又は代品の提供若しくは瑕疵の補修とともに損害賠償を請求することができる。

2 前項の規定により瑕疵の補修又は損害賠償を請求することができる期間は、納入物の引渡しを受けてから1年間とする。

3 乙が第1項の期間内に瑕疵の補修をしないときは、甲は、乙の負担にて第三者に瑕疵の補修をさせることができる。

(債権譲渡の禁止)

第25条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(甲による契約の公表)

第26条 乙は、本契約の名称、概要、委託金額、乙の氏名又は名称及び住所等を甲が公表することに同意するものとする。

(疑義の解決)

第27条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第28条 この契約に関して、前条に基づく甲乙間の協議が整わず、訴訟の必要が生じたときは、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第1審の専属的合意管

轄裁判所とする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者（甲）住 所 東京都港区麻布台二丁目2番1号
独立行政法人農畜産業振興機構
代表者氏名 理事長 宮坂 亘 印

受託者（乙）住 所 ○ ○ ○ ○
代表者氏名 ○ ○ ○ ○ 印

(別紙様式第1号)

平成29年度畜産関係学術研究委託調査計画書

1 委託調査の目的及び方法

「畜産関係学術研究委託調査申請書」記載のとおり。

(注1) 「畜産関係学術研究委託調査申請書(写し)」を添付すること。

(注2) 審査委員会での意見を踏まえ畜産関係学術研究委託調査申請書の内容を変更する場合には、別紙に変更内容を記載し添付すること。

2 委託費収支予算

(単位：円)

	項目	金額	備考
収入	委託費		
支出	調査研究費		(内訳) 消耗品費 旅費 通信運搬費 賃金 諸雑費
	合計		

(注1) 支出計画の区分は、委託費の使用基準を参照すること。

(注2) 備考欄には、積算について明示すること。

(別紙様式第2号)

平成29年度畜産関係学術研究委託調査委託費実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 宮坂 亘 殿

所属機関名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付けで委託契約を締結した委託調査について、下記のとおり調査を実施したので、同契約書第6条の規定によりその実績を報告します。

なお、併せて委託費の精算額 円を請求します。

記

- 1 調査の実施状況
 - ア 調査研究課題
 - イ 調査実施期間
 - ウ 調査実施代表者
 - エ 調査の成果（又はその概要）

2 収支精算

	項 目	予算額 (A)	確定額 (B)	差し引き (A-B)	備 考
収 入	委 託 費	円	円	円	既受領額 円 今回請求額 円
	調査研究費	円	円	円	(内訳) 消耗品費 旅 費 通信運搬費 賃 金 諸 雑 費
	合 計				

(注1) 支出の区分は、委託費の使用基準を参照すること。

(注2) 備考の欄には、積算について明示すること。

3 振込先金融機関

銀行 支店
預金 口座番号
口座名義 (フリガナ)

(別紙様式第3号)

平成29年度畜産関係学術研究委託調査委託費概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 宮坂 亘 殿

所属機関名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付けで委託契約を締結した平成29年度畜産関係学術研究委託調査について、下記により、委託費金 円を概算払として支払されたく、同契約書第6条の規定により請求します。

記

- 1 調査研究課題
- 2 請求額

支出項目	予算額①	既受領額②	今回請求額③	合計		調査完了 予定年月日	備考
				金額 ②+③	出来高 (②+③)/①		
調査研究費	円	円	円	円	%		(内訳) 消耗品費 旅費 通信運搬費 賃金 諸雑費

(注1) 支出の区分は、委託費の使用基準を参照すること。

(注2) 備考欄には、積算について明示すること。

- 3 振込先金融機関

銀行 支店
預金 口座番号
口座名義 (フリガナ)

(別紙様式第4号)

平成29年度畜産関係学術研究委託調査中止(廃止)申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 宮坂 亘 殿

所属機関名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け契約の平成29年度畜産関係学術研究委託調査について、下記により中止(廃止)したいので、委託契約書第10条第1項の規定により申請します。

記

- 1 委託事業の中止(廃止)の理由
- 2 中止(廃止)しようとする以前の調査実施状況
 - ア 調査について
 - イ 経費について経費支出状況

経費の区分	月日現在 支出済額	残 額	支 出 予 定 額	中止(又は 廃止)に伴 う不用額	備 考

- 3 中止(廃止)後の措置
 - ア 調査業について
 - イ 経費について
 - ウ 経費支出予定明細

経費の区分	支出予定金額	算 出 基 礎 (名称、数量、単価、金額)

(別紙様式第5号)

平成29年度畜産関係学術研究委託調査計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 宮坂 亘 殿

所属機関名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け契約の平成29年度畜産関係学術研究委託調査について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第11第1項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更する調査計画又は調査内容
- 3 変更経費区分

(注) 記載方法は、委託調査計画書の様式を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。